

第 8 節 北海道開発予算

1 北海道開発法と北海道開発予算

北海道開発法は、戦後の我が国において、食糧難の打開と人口問題の解決を図ることが急務とされ、広大な開発適地と豊富な資源を包蔵する北海道の開発が重要な国家的課題として大きくクローズアップされる中、種々の曲折を経て、昭和 25 年 5 月に制定された。したがって、同法の目的は、「北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定すること」とされ、そして、「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を昭和 26 年度から当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする」とされた。

また、事業の実施に関する事務の所掌についても明らかにされ、昭和 25 年 6 月に総理府の外局として設置された北海道開発庁は、開発計画の調査、立案とこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたることとし、昭和 26 年 7 月にその地方支分部局として設置された北海道開発局は、開発計画の調査に関する事務を分掌するほか、北海道における公共事業費の支弁に係る国の直轄事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの実施に関すること、国費の支弁に係る建物の営繕を行うことなどとなった。

一方、北海道開発予算（以下「開発予算」という。）は、昭和 25 年 2 月の閣議決定「北海道開発事業費の取扱について」において、「北海道開発法の制定に伴い、北海道開発計画に伴う開発事業費については、昭和 26 年度以降、総理府所管に計上し、使用に際しては、関係省に移し使用し得るものとする」とされた。この取扱いは、同年 7 月の閣議決定「昭和 26 年予算編成に関する細目」で再度明らかにされ、北海道開発事業費は北海道開発庁に一括して計上し、使用に際しては、同庁の調整に従って各省所管に移し替えるものとされた。

また、北海道開発の推進に当たり、北海道の持つ歴史的・自然的条件等に配慮し、公共事業における国庫負担率や直轄事業の範囲については、他の都府県とは異なる特例制度が設けられた。

このように、戦後の我が国の国家的課題に対処するために制定された北海道開発法では、新たに北海道総合開発計画を樹立させるとともに、同法第 12 条第 2 項（注 1）において、北海道開発局の所掌事務である公共事業費の支弁に係る事業の実施に関しては、関係主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督すると規定され、関係各省との密接な関連についても明らかにされた。

その後、平成 13 年の省庁再編時においても、国土交通省に北海道開発を所掌する北海道局が設置され、北海道開発庁の任務及び行政機能と北海道開発事業費の一括計上が引き継がれるとともに、北海道における公共事業を実施する北海道開発局が、その地方支分部局として存置されたことにより、北海道総合開発計画の調査、立案から、これに基づく事業の実施に至る北海道開発の一元的な推進体制が確保されている。

（注 1）現在、同条文は国土交通省設置法に引き継がれている。

2 開発予算の概要

開発予算は、一般公共事業費である「北海道開発事業費」のほか、災害復旧事業等に必要な事務的経費である「北海道災害復旧事業等工事諸費」、北海道総合開発を推進するための調査等に必要な経費である「北海道開発計画推進等経費」、アイヌの伝統等の普及啓発等の事業等に必要な経費である「アイヌ伝統等普及啓発等経費」、北方領土隣接地域において行う産業振興事業等に必要な経費である「北方領土隣接地域振興等経費」及び一般事務処理等に必要な経費である「その他一般行政費等」により構成されている。

このほか、開発予算ではないが、北海道開発局に関連のある予算として、国土交通省及び農林水産省所管に計上されている災害復旧事業費や国土交通省所管に計上されている官庁営繕費などがあり、北海道における直轄事業の災害復旧事業と官庁営繕は北海道開発局が担当している。

開発予算は、昭和 26 年度、治山治水、道路整備、港湾漁港空港や農業基盤整備事業等について、国費 76 億円（当初予算。以下同じ。）をもってスタートし、その後、昭和 41 年度に 1,000 億円を、平成 9 年度には 1 兆円を超えるなど、各次の北海道総合開発計画の方針のもと、我が国の経済情勢や財政状況、社会的ニーズ等を反映しながら推移してきた。

現在は、平成 28 年 3 月に閣議決定された 8 期目となる「北海道総合開発計画」により、「世界の北海道」を目指し、北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業として位置付け、それらを担う「生産空間（注 2）」の維持・発展を図るべく、「農林水産業・食関連産業の振興」「世界水準の観光地の形成」「強靱で持続可能な国土の形成」を推進するための社会資本整備等を北海道開発の重点事項として取り組んでいるところである。

また、近年に目を向けると、平成 28 年 8 月に相次いで北海道に上陸・接近した台風や平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震等の大規模自然災害により、地域住民等の生命・財産に深刻な被害が発生したところであり、被災した地域の復旧・復興に必要な対策を引き続き実施するとともに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等から国民の命と暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化の更なる加速化・深化を図っていくことが喫緊の課題となっている。

一方、令和 2 年 7 月 12 日には、北海道白老町においてアイヌ文化の復興・創造等の拠点となる「民族共生象徴空間（ウポポイ（注 3）」が開業したところであり、国内外から多くの人々がウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数 100 万人を目指し、国立民族共生公園等の適切な管理運営、魅力的なプログラムの提供、誘客促進に向けた広報活動等に取り組んでいる。

（注 2）主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

（注 3）アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味。